

定期売却サービスのご説明

定期売却サービスとは

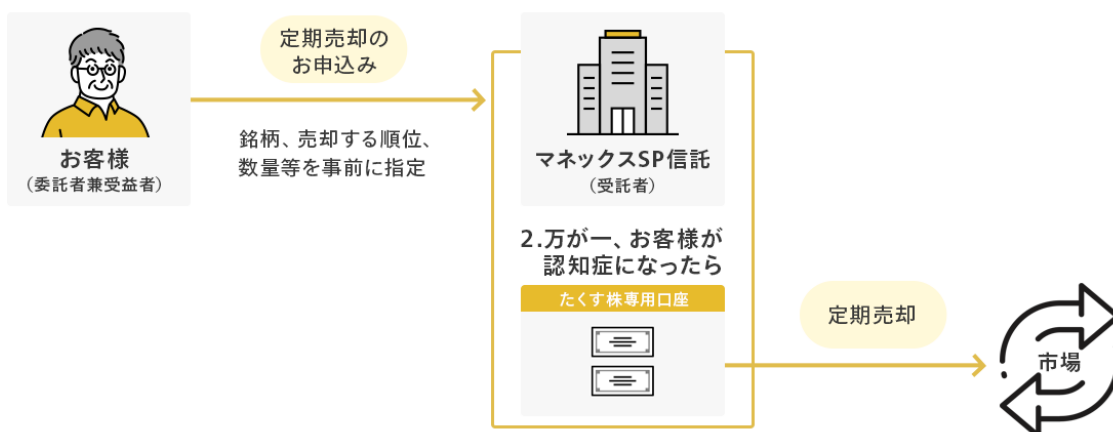
将来、たくす株をご利用のお客様（委託者兼受益者）が認知症になったら、たくす株専用口座でお預りする上場株式等の中から、お客様が事前に指定した銘柄を、毎月、一定株数ずつマネックスSP信託（受託者）が売却する無料のオプションサービスです。お客様のご家族（指図代理人）は、マネックスSP信託に指図し、売却された後の預り金を引出し、お客様の介護費用のためにお支払いいただけます。

お客様は、元気なうちに定期売却サービスを申込み、マネックスSP信託に対して、万が一、認知症になったら、それ以降に毎月売却する銘柄、数量等を指定します。

マネックスSP信託は、指図代理人よりお客様の認知症診断書の提出を受けましたら、お客様の事前の指定の内容とおりに、たくす株専用口座でお預りする上場株式等の売却の注文（成行注文）を出します。

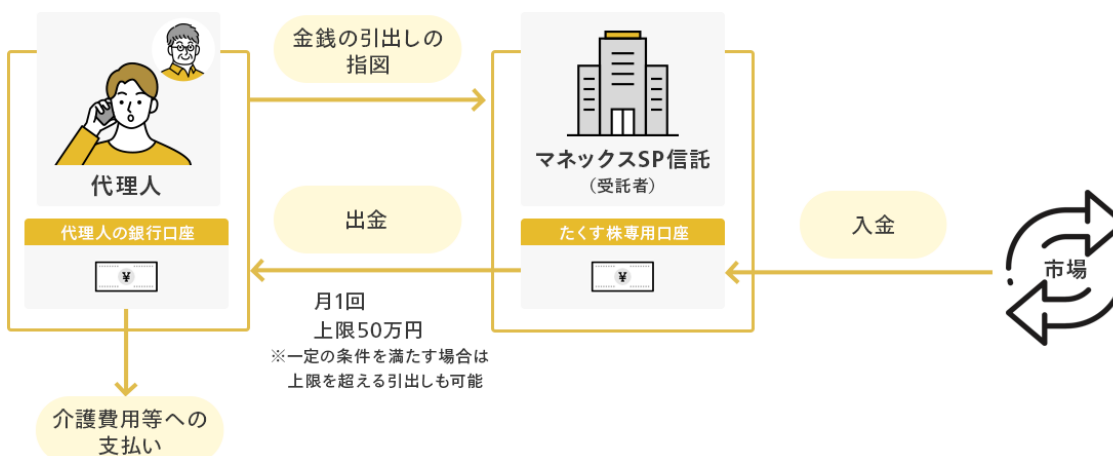
※取引手数料として、マネックス証券が公表する手数料（コールセンター手数料）がかかります。

1.元気なうちに



売却の注文が約定しますと、売却代金はたくす株専用口座に入金され、引続き、信託財産として「凍結されずに」管理されます。指図代理人は、お客様の介護資金等で必要となった場合、マネックスSP信託に金銭の引出しを指図します。

3.ご家族は金額を指図するだけ



定期売却サービスがぴったりなお客様

- 将来、株式をご自身の介護費用等に充てたいが、ご家族が株式取引に不慣れなお客様
- 元気なうちは資産運用を楽しみたいが、万が一、認知症になったら資産運用を手仕舞う予定のあるお客様

申込み等の方法

➤ これからたくす株のお申込みをされるお客様

たくす株の契約手続き完了後、メールにて、定期売却サービスの必要事項を入力していただくウェブフォームをご案内します。

➤ たくす株を契約中のお客様

マネックスSP信託 お客様ダイヤルにご連絡ください。

電話 : 0120-146-569 (受付時間は平日 9:00~17:00)

メール : support@monextrust.co.jp

※メールでのご連絡の場合、件名等に「たくす株の定期売却サービスを申込む」旨を記載ください。後日、メールにて、定期売却サービスの必要事項を入力していただくウェブフォームをご案内します。

定期売却サービスを解除する場合も上記ダイヤルにご連絡ください。

※メールでの解除のご連絡の場合、件名等に「たくす株の定期売却サービスを解除する」旨を記載ください。メールでご連絡いただくだけで解除の手続きは完了です。

ご注意事項

- ・ お客様が指定した株数（単元株数の整数倍かつ受託者が認める数量）で発注します。原則、口座管理機関であるマネックス証券にて、国内金融商品取引所の売買立会による市場に委託注文として取次ぎが行われます。
- ・ 定期売却の対象として指定された銘柄にコーポレートアクションが発生し、銘柄の内容に異動が生じた場合には、所定の計算式に従い、定期売却を行う株数を変更します（コーポレートアクションの結果、指定された銘柄に単元未満株式が生じた場合には当該単元未満株式は定期売却の対象外となります。）。所定の計算式がない場合には、受託者は指図代理人と協議し、指図代理人より新たな株数の指図を受けます。
- ・ 毎月5営業日目から10営業日目までの任意の時刻に発注します。
- ・ 受託者は、定期売却による株式等の取引にかかる損益及び約定の成否等、当該取引に関する一切の責任を負いません。
- ・ 法令の改正、監督官庁の指導等により、定期売却サービスを提供することが困難となった場合には、サービスを解除することができるものとし、当該解除に関して、一切の責任を負いません。